

登録プロ制度に関する規約

東急リゾート&ステイ 株式会社（以下、「当社」という）は、当社が運営する登録プロ制度（以下、「本制度」という）への登録について、以下のとおり登録規約（以下、「本規約」という）を定めます。そのため、本制度の登録をいただくには、これら全ての規約に同意して頂く必要があります。なお、コースの利用に際しては、別途コースにて定める利用方法を遵守するものとします。

第1条（登録資格）

本制度へ登録できるプロゴルファーは、ゴルフ場従業員又はゴルフ場所属プロで無いこととし、次の項目に該当するものとします。

1. 日本プロゴルフ協会会員（ツアープレーヤー/ティーチングプロ）
2. 日本ゴルフツアー機構メンバー（クオリファイングトーナメント：ランキング保持者）
3. 日本女子プロゴルフ協会会員（ツアープレーヤー/ティーチングプロ）
4. 特別承認者

（1～3 該当プロからの推薦者及び登録プロ運営事務局にて登録するに価すると認めたもの。

登録の際はゴルフレッスン従事者である証明書を提出願います）

第2条（登録条件）

本制度へ登録する者（以下、「登録者」という）は、当社の運營業務について次の項目に該当する協力を行うものとします。

1. 営業活動協力
ラウンド・スクールレッスン又はゲスト・スクールコンペ等の開催及び紹介
2. 販促活動協力
会員権営業及びゴルフ用品の販売サポート
※販売手数料は別途定める
3. その他
イベント開催時の運営協力

第3条（登録期間）

本制度の登録期間は、登録日から翌年3月31日迄とします。

但し、期間満了日までに登録者から書面による解約の意思表示が無い場合は、更に登録は一年間延長され、以後この例によるものとします。

第4条（申込方法）

1. 登録申込者は、申込用紙に所定事項を記載し、誓約書と写真（3cm×4cm）1枚を添えて事務局へ申し込むこととします。
2. 登録の際に申告する登録属性情報のすべての項目に、虚偽の記載を行わないものとします。
3. 当社が、登録プロとして承認することを不相当と判断した場合、登録の承認を行わないことがあります。また承認後であっても承認の取り消しを行なうことがあります。
4. 当社が、登録プロとしての承認にあたり、本人確認、適格性判断のための資料提出をお願いする場合があります。
5. 登録の選考・承認は当社の一任事項として、その詳細及び理由については、登録申込者へ開示できないものとします。

第5条（禁止事項）

登録者は、本制度の利用にあたって、以下各号の一に該当する行為またはそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。

1. 意図的に虚偽の情報を登録する行為。
2. 本制度を不正の目的をもって利用する行為。
3. 登録プロカードを他人に貸与、譲渡するなどして使用させる行為。
4. 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
5. 本制度の運営を妨げる行為、または当社の信頼を毀損する行為。
6. その他本制度の運営及び、ゴルフ場の運営を妨げるおそれのある行為。
7. その他法令に違反するおそれのある行為。

第6条（行動規範）

当社及び登録者は、互いに相手方の信用保持に留意することを約します。

第7条（登録の除名）

登録者が本規約に違反したと判断した場合、当社は事前に通告することなく、本制度の登録から除名することができます。

第8条（本制度内容の変更）

本制度の内容については、登録プロ運営事務局の判断により、登録者への事前通知をもって、その内容を変更する場合があります。

第9条（本制度の終了通知）

本制度を終了する場合、登録プロ運営事務局は3ヶ月前までに登録者へ通知します。本制度終了のその日から、本制度の適用は無効となります。

第10条（個人情報の保護）

当社は個人情報を適切に保護し、別途当社のWebサイト上に掲示する「個人情報保護ポリシー」を遵守します。

平成22年12月1日制定